

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成30年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D009 (17) 中「CLIA法」を「CLIA法又はECLIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023(1) イ中「又はSDA法」を「、SDA 法又はTRC法」に、(2) イ中「又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及び DKA法による同時検出法」を「、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDK A法による同時検出法又はTRC法」に、(4) イ中「又はSDA法」を「、SDA法 又はTRC法」に、「又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション 法による同時検出法」を「、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション ン法による同時検出法又はTRC法」にそれぞれ改める。

る同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハ

イブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法に

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

る同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハ

イブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又は

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D009 腫瘍マーカー D009 腫瘍マーカー (1)~(16) (略) $(1)\sim(16)$ (略) (17) ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) (17) ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) 「26」のヒト精巣上体蛋白4は、CLIA法により測定し 「26」のヒト精巣上体蛋白4は、CLIA法又はECLI た場合に算定できる。 A法により測定した場合に算定できる。 $(18) \sim (22)$ (略) $(18) \sim (22)$ (略) D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検査 D 0 2 3 微生物核酸同定·定量檢查 (1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 (1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号 ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号 「D012」 感染症免疫学的検査の「26」 クラミジア・ト 「D012」 感染症免疫学的検査の「26」 クラミジア・ト ラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定 ラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定 する。 する。 イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LC イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LC R法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法によ R法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法によ

<u>TRC法</u>により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

(2) 淋菌核酸検出

- ア 「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性又は区分番号「D018」 細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
- イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。

(3) (略)

- (4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出
 - ア 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検 出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染 症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌に よる重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又 はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに 対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・ トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に 実施した場合に算定できる。

ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」

より、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

(2) 淋菌核酸検出

- ア 「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性又は区分番号「D018」 細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
- イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法<u>又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法</u>による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法<u>又はTMA法</u>による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

(3) (略)

- (4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出
 - ア 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検 出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染 症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌に よる重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又 はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに 対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・ トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に 実施した場合に算定できる。

ただし、区分番号「D012」 感染症免疫学的検査の「32」

淋菌抗原定性、同区分「26」のクラミジア・トラコマチス 抗原定性、区分番号「D018」細菌培養同定検査(淋菌 及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分 「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸 検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。

(5)~(24) (略)

淋菌抗原定性、同区分「26」のクラミジア・トラコマチス 抗原定性、区分番号「D018」細菌培養同定検査(淋菌 及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分 「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸 検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDK A法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法<u>又はSDA 法</u>による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法<u>又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法</u>においては咽頭からの検体も算定できる。

(5)~(24) (略)